【別紙】

改　正　案

別表第２

機　関	事　務	特定個人情報
区長	１　国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）による保険給付の支給又は保険料の賦課若しくは徴収に関する事務であって規則で定めるもの	健康保険法（大正１１年法律第７０号）、船員保険法（昭和１４年法律第７３号）、私立学校教職員共済法（昭和２８年法律第２４５号）、国家公務員共済組合法（昭和３３年法律第１２８号）、国民健康保険法、地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）、生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）若しくは「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる情報（以下「地方税関係情報」という。）、国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）による年金である給付の支給に関する情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）による支援給付若しくは配偶者支援

現　行

別表第２

機　関	事　務	特定個人情報
区長	１　〔同左〕	健康保険法（大正１１年法律第７０号）、船員保険法（昭和１４年法律第７３号）、私立学校教職員共済法（昭和２８年法律第２４５号）、国家公務員共済組合法（昭和３３年法律第１２８号）、国民健康保険法、地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）、生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）若しくは「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる情報（以下「地方税関係情報」という。）、国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）による年金である給付の支給に関する情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報

			金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）又は介護保険法（平成９年法律第１２３号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの				（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）又は介護保険法（平成９年法律第１２３号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		１の２～１の５　〔略〕			１の２～１の５　〔略〕		
		２　「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」による外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報、地方税関係情報、児童扶養手当法（昭和３６年法律第２３８号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）による給付金に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和３９年法律第１３４号）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和６０年法律第３４号）附則第９７条第１項の福祉手当の支給に関する情報、母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和４６年法律第７３号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成６年法律第１１７号）による手当等の支給に関する情報、介護保		２　「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」による外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報、地方税関係情報、児童扶養手当法（昭和３６年法律第２３８号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）による給付金に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和３９年法律第１３４号）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和６０年法律第３４号）附則第９７条第１項の福祉手当の支給に関する情報、母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和４６年法律第７３号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成６年法律第１１７号）による手当等の支給に関する情報、介護保険給付等関係情報又は障

			険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの				害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		２の２　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの			２の２　〔同左〕	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		２の３　身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの			２の３　〔同左〕	地方税関係情報又は「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		２の４　知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの			２の４　〔同左〕	地方税関係情報又は「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		２の５　〔略〕				２の５　〔略〕	
		２の６　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの			２の６　〔同左〕	国民健康保険法による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報又は「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		３～１８　〔略〕				３～１８　〔略〕	
		１９　墨田区重症心身障害児（者）等介護者支援事業実施要綱による介護者支援事業の利用に関する事務であって規	生活保護関係情報、地方税関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの			１９　墨田区重症心身障害児（者）介護者支援事業実施要綱による介護者支援事業の利用に関する事務であって規則	〔同左〕

	則で定めるもの	
	２０　〔略〕	
	２１　削除	
	２２～３６の２　〔略〕	
	３６の３　公営住宅法（昭和２６年法律第１９３号）による公営住宅（同法第２条第２号に規定する公営住宅をいう。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
	３７～３９　〔略〕	

別表第３

情報照会機関	事　　務	情報提供機関	特定個人情報
区長	１　「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」による外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法（昭和３３年法律第５６号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって教育委員会規則で定めるもの
教育委員会	〔略〕		

	で定めるもの	
	２０　〔略〕	
	２１　墨田区居宅介護サービス利用支援事業助成要綱による居宅介護サービスの利用に係る助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、国民年金法等の一部を改正する法律附則第３２条第１項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第１条の規定による改正前の国民年金法による老齢福祉年金の受給に関する情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
	２２～３６の２　〔略〕	
	３６の３　〔同左〕	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
	３７～３９　〔略〕	

別表第３

情報照会機関	事　　務	情報提供機関	特定個人情報
区長	１　「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」による外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	〔同左〕
教育委員会	〔略〕		